平成24年改正法の主な規定

- 1 事業規制の強化
 - 日雇派遣の原則禁止。
 - ・ グループ企業内派遣の8割規制
 - ・ 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。
- 2. 派遣労働者の待遇の改善
 - ・派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。
 - 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報提供を義務化。
 - ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示。
 - ・ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保等の措置を義務化。
- 3. 違法派遣に対する対処
 - ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。(労働契約申込みみなし制度)

労働政策審議会建議

「労働者派遣制度の改正について」(平成26年1月29日 労働政策審議会建議) (抄)

8 平成24年改正法について

平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き当審議会において検討を行うことが適当である。

- 一方、日雇派遣の原則禁止については、以下の観点に留意しつつ、法改正を行わずに実施できる見直しについて、今回の制度全体に係る見直しと併せて実施することを検討することが適当である。
 - ① 労働者が日雇派遣による収入に生計を頼ることがないようにしつつも、現在の年収要件を見直すことにより雇用の機会を拡大すること
- ② 教育訓練を十分に受けていない労働者が日雇派遣に従事することによる労働災害の発生を防ぐことなお、今回の見直しによる業務単位での期間制限の撤廃後も、日雇派遣の原則禁止の例外であるいわゆる17.5業務については引き続き政令に規定することが適当である。

規制改革実施計画(平成26年6月24日 閣議決定)		
事項名	概要	時期
労働者派遣制度の見 直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、 施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始